平成２１年（フ）第１２６号
北海道小樽市星野町22番２号、前住所札幌市豊平区平岸２条13丁目２番23号　第３オオサキハイツ201号
債務者　黒田　吉彦
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１２７号
北海道小樽市星野町22番２号、前住所札幌市豊平区平岸２条13丁目２番23号　第３オオサキハイツ201号
債務者　黒田由美子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１３０号
北海道小樽市入船２丁目15番12号、前住所北海道小樽市天神１丁目15番1202号　朝日プラザサウスヒルズ小樽
債務者　西尾　祐香
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１４１号
北海道小樽市新光１丁目25番1407号
債務者　田中奈緒子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１４２号
北海道小樽市新光５丁目29番22号
債務者　寺田　真弓
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１４５号
北海道小樽市富岡１丁目33番９号　谷平第１ハイツ202号室、前住所札幌市北区新琴似６条６丁目６番１号　マンション貢紗５号
債務者　清水　文子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１４６号
北海道小樽市新光５丁目34番25号
債務者　澤口　照子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１５０号
北海道余市郡余市町黒川町13丁目11番地34
債務者　石原久美子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１５２号
北海道小樽市奥沢１丁目14番６号　メゾン393Ｄ－２
債務者　齋藤　雅良
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１５３号
北海道小樽市石山町12番13号
債務者　柏原　光也
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１５５号
北海道小樽市銭函３丁目23番地17　コーポあかしや201号室、前住所札幌市西区西野１条１丁目６番11号
債務者　中西　美胤
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１５６号
北海道余市郡余市町黒川町12丁目65番地８
債務者　笠木　康弘
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１５８号
北海道小樽市桜３丁目19番39号
債務者　柴田富久子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１６１号
北海道小樽市赤岩１丁目12番９号
債務者　櫻井ひな子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１６３号
北海道小樽市東雲町６番34号　オリーブ24、前住所北海道恵庭市島松東町２丁目４番10号
債務者　井口　和美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１６７号
北海道小樽市桜５丁目９番２号
債務者　久保　一美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１６８号
北海道小樽市長橋５丁目28番31号、前住所札幌市中央区宮の森２条15丁目１番10―203号
債務者　櫻井　ルミ
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部